

計量法第 101 条第 3 項において準用する法第 62 条第 1 項の規定に基づき指定書記載事項を訂正した新たな指定製造事業者指定書を再交付しました。

該当事業場

08CN07 東莞東冠電子製品有限公司 抵抗体温計

訂正事項は以下の通りです。

指定する事業者及び事業場の名称変更

変更前

変更後

東莞東冠電子製品有限公司 → VEGA TECHNOLOGIES INC.